

奈良県告示第百六十三号

平成十五年五月奈良県告示第七十八号（歳入の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和五年七月十八日

奈良県知事 山下 真

一中「百十四の二の項」を「百十四の項」に、「保育士登録手数料」を「保育士登録申請手数料」に、「百十四の三の項」を「百十四の二の項」に、「百十四の四の項」を「百十四の三の項」に改める。

二中「東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号」を「東京都千代田区麹町一丁目六番地二」に改める。